



平成 30 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 キ ン グ
代 表 者 名 取締役社長 山 田 幸 雄
(コード番号 8 1 1 8 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員
管理部門管掌 石 井 修 二
(T E L 0 3 - 5 4 3 4 - 7 2 8 2)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、定款第 26 条において取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。
- ② 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- ③ 上記のほか、必要な規定の加除および一部表現の変更、ならびに条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。 社長に事故があるときは、他の取締役に招集する。 2. 株主総会においては、社長が議長となる。 社長に事故があるときは、他の取締役に議長となる。	(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。 社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会で定める順序に従い</u> 、他の取締役に招集する。 2. 株主総会においては、社長が議長となる。 社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会で定める順序に従い</u> 、他の取締役に議長となる。
第 15 条～第 24 条 (条文省略)	第 15 条～第 24 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、社長 1 名を、必要に応じて会長 1 名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</u></p> <p>2. <u>社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 25 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役社長、取締役会長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役の職務分掌および取締役会の議長ならびに決議の方法)</p> <p>第 26 条 <u>社長は、取締役会の議長となる。</u></p> <p>2. <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p> <p>3. <u>社長は、当社を代表し、社務を統轄する。</u></p> <p>4. <u>副社長、専務取締役、および常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>5. <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>6. <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で決める。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、取締役会の議長となる。</u></p> <p>2. <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 (新設)</p> <p>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で決める。</u></p> <p>2. <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第 29 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 33 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第 34 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 35 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p><u>第 35 条～第 46 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 36 条～第 47 条</u> (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 30 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日

平成 30 年 6 月 28 日

以 上